

令和元年度（平成31年度）教育委員会定例会会議録

【日時】 令和2年1月28日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時57分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

健康給食推進室担当課長 大塚 裕司

健康給食推進室担当係長 國分 壘彦

健康給食推進室担当係長 小川 大輔

健康給食推進室担当課長 若尾 弘

健康給食推進室担当係長 高山 省吾

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 中村 香

委員 高橋 美里

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岡田委員が遅れて到着される予定でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

11月の定例会及び12月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

では、承認とさせていただきます。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項No.4は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、報告事項No.5及び議案第54号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.5及び議案第54号につきましては、議会での報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と高橋委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第2号（川崎市の図書館の振興にかかわる請願）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 I に入ります。

「報告事項No.1 請願第2号（川崎市の図書館の振興にかかわる請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛での請願を受け付けましたので御報告いたします。
はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

－請願第2号読上げ－

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合は何分程度とするか、あわせて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいま御報告のありました請願第2号の取扱いにつきましては、今後審議していくということとよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そういうふうに取り扱います。

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については10分程度ということとかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 令和元年第5回市議会定例会について

【小田嶋教育長】

次に「報告事項No.2 令和元年第5回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.2 令和元年第5回市議会定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。なお、本件資料一式につきましては、川崎市議会のホームページで公開しているものから抜粋、加工したものとなっております。

はじめに、表紙をおめくりいただき、資料の1ページ目をごらんください。「令和元年第5回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和元年11月25日から12月18日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、ページの下段にあります、第169号「東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、2ページ目にまいりまして、議案第173号、議案第174号及び議案第175号の4議案でございます。それぞれ、12月12日の本会議におきまして、採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案につきましても、全会一致で原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。「令和元年第5回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。代表質問は、12月4日、5日の2日間で行われ、資料は各会派からの代表質問について、要旨を一覧にしたものでございます。

このうち、教育委員会事務局に対する質問を着色しております。自民党からの質問といたしましては、「避難所について」「市立高等学校改革推進計画第2次計画(案)について」「宮前市民館・図書館の在り方について」「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案)について」1枚おめくりいただきまして4ページ目にまいりまして、「議案第157号 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について」「議案第169号 東住吉小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」の質問がございました。

5ページから8ページまでは、それぞれ共産党、公明党、みらい、チーム無所属の順で、各会派の質問を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、9ページをお開き願います。「令和元年第5回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。資料は一般質問の開催日ごとに、発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、一般質問は、12月13日から12月18日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、20名の議員から27項目の質問がございました。

主な質問といたしましては、「東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて」「避難所の非常用電源について」などの質問がございました。

18ページまで同様に一般質問の要旨を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

また、これら代表質問・一般質問につきまして、川崎市議会のホームページに速報版の議事録が公開されておりますので、御案内を申し上げます。

以上で、令和元年第5回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま説明のありました本件は、令和元年第5回市議会にて教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、この報告につきましては、承認とさせていただきます。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料の表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。「令和元年度市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

今回は、前回御報告いたしました令和元年11月12日開催の教育委員会定例会以降に文教委員会に付託されました請願・陳情の件につきまして、御報告申し上げます。

ページの下から2つ目、「陳情第25号 川崎市立橘高等学校屋外グラウンドの人工芝化に関する陳情」でございます。こちらは、11月1日に提出され、12月5日に文教委員会に付託、令和2年1月16日に現地の視察が行われました。1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんください。こちらが提出された陳情書でございます。陳情の要旨といたしましては、市立橘高等学校の屋外グラウンドを人工芝化すること、市立橘高等学校周辺の土ぼこり防止等に役立っている植木（ツツジ等）の一部枯れている部分を再整備することでございます。

続きまして、恐れ入りますが1ページ目にお戻りいただきまして、ページの一番下でございますが、「陳情第39号 定時制教育を充実させるための陳情」でございます。

こちらは、12月16日に提出され、12月18日に文教委員会に付託されました。

2枚おめくりいただきまして、4ページをごらんください。こちらが提出された陳情書でございます。陳情の要旨といたしましては、市立川崎高等学校定時制の夜間部2クラスの募集を停止せず、今後も2クラス募集を継続すること、市立高津高等学校定時制の募集クラスを減らさず、これからも3クラス募集を続けること、勤務する先生方の負担軽減のため、市立川崎高等学校定時制の教職員定数を増やすことでございます。この2件の陳情につきましては、今後、文教委員会で審査される予定でございます。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明も、前回の報告以降に市議会に提出された請願書の説明でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

また何かお気づきの点などがありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

瀬川庶務課担当課長、榎本庶務課長が説明した。

報告事項No. 4は承認された。

報告事項 No. 5 学校給食費の公会計化について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 5 学校給食費の公会計化について」の説明を、健康給食推進室担当課長からお願いいたします。

【大塚健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。「報告事項No. 5 学校給食費の公会計化について」御説明いたします。

まず現在、各学校の教職員が徴収等の管理を行っている給食費でございますが、令和3年度の給食費から公会計化し、私ども教育委員会事務局健康給食推進室が徴収、支出、督促といった給食費の管理を行ってまいります。では、資料に沿って御説明させていただきます。

資料の1ページ目「1 本市の給食費徴収業務の概要」の欄をごらんください。業務といたしましては、市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食について、その実施に必要な食材費相当額を保護者等から給食費として徴収する業務でございます。

本市における給食を食べている方、喫食者としたしましては、教職員等を含めまして約11万2,000人でございます。給食費は私会計として管理されており、公金として取り扱われておりません。

次に「2 給食費徴収業務における課題」でございますが、現在は、給食費の管理を各学校の教職員が行っているところでございます。この給食費の徴収状況の把握・管理、未納者への督促、学校給食会への送金等を含めた給食費に関する業務全体が、教職員にとって大きな事務負担となっているところでございます。また、口座振替ができなかった場合など、教職員が現金を取り扱う必要が生じてまいります。

これらの課題は、本市に限ったものではなく、「3 国・他都市の状況等」「(1) 中央教育審議会の答申」に記載しておりますとおり、平成31年1月25日付けで中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申の中に給食費に関する記載がございまして、平成31年3月18日付けで文部科学省から「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」により、「学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」という通知が出ているところでございます。

それを受けまして、「(2) 文部科学省のガイドライン」の欄に記載しておりますとおり、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が作成され、「学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる『公会計制度』を採用すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切」と、令和元年7月31日付けで文部科学省初等中等教育局から、学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について、各都道府県・指定都市の知事・市長と教育委員会宛てに通知が出ているところでございます。

本市におきましては、当初に申し上げましたとおり、令和3年度からの学校給食費の公会計化の実施に向けて取り組んでいるところでございます。また、「(3) 他都市の状況」といたしましては、表にございますとおり、平成21年度の福岡市が最初に公会計化し、24年度から横浜市、26年度から大阪市、30年度から千葉市、今年度、31年度から仙台市が既に公会計化を実施しており、来年度、令和2年度からは熊本市が、令和4年度からは広島市が実施予定とのことでございます。

次に「4 公会計化の方針」でございます。「(1) 公会計化の実施」に記載のとおり、「給食費徴収業務の課題解決」「国の方針への対応」を行う必要があることから、学校給食費の公会計化を実施いたします。その結果、教職員の負担となっている「学校給食費の徴収事務」を教育委員会事務局健康給食推進室で実施することで、教職員の負担軽減を実現いたします。

次に、資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ「5 公会計化のスケジュール」ですが、令和3年4月からの公会計化の実施に向けて、今年度は、令和2年第1回市議会定例会において、「川崎市学校給食費の管理に関する条例」議案を提出いたします。また、予算に関する議会の議決を前提としてではございますが、給食費徴収システム構築委託業者の選定などを行います。

来年度、令和2年度につきましては、保護者等へ公会計化についての広報を実施し、給食費を徴収するための口座振替のため、保護者様に金融機関での手続を行っていただきます。また、給食費徴収システムを構築するとともに、口座振替やコンビニ納付等の準備作業、業務ルール、マニュアル等を検討策定し、研修を行います。

「6 公会計化により期待される効果」といたしましては、まず、各学校の教職員の業務から教育委員会事務局健康給食推進室の業務とすることで、「教職員の負担軽減」「給食費に関する台帳の電子化・一元的管理による煩雑業務の解消」が実現され、「働き方改革の推進」に繋がります。

また、給食費の徴収につきましては、現在は各学校が指定する金融機関の支店に口座を開設し

て、口座振替を行っているところがございますが、公会計化後は、本市が指定する金融機関の口座から口座振替を行うことが可能となります。また、口座振替ができなかった場合、銀行での窓口納付やコンビニ納付など多様な納付方法を導入することで、保護者等の利便性が向上いたします。

次に「7 公会計化後の給食費徴収業務」についてでございます。「(1) 学校から教育委員会事務局への業務移管」のこの表につきましては、給食徴収業務に係る公会計化前と後の業務分担を示したものでございます。

保護者からの給食費徴収については、私ども教育委員会事務局健康給食推進室で実施いたします。給食申込書の配布・回収については、基本的に小学校に入学する時と、市外や他の私立学校から川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校に転校するときに、学校のほうで集めていただくこととなります。

「給食費振替口座の登録」「口座振替用データ作成」「口座振替入金確認」といった、入金に関する業務のほか、「給食費未納者への納付勧奨等」、また生活保護費や就学援助費といった「教育扶助費等の充当関連業務」については、基本的には教育委員会事務局健康給食推進室が行う業務となります。

一方で、引き続き学校で行う業務もございます。試食会など「臨時的な喫食者への請求」「喫食者・欠食状況の確認」「給食実施予定日の確認」と、また小学校のみではございますが、「自校献立の食材調達」などは学校の事務として残ります。

次に「(2) 給食費の徴収時期及び方法等」でございますが、徴収方法は口座振替を原則といたします。口座の登録がない保護者につきましては、納付書を送付することで対応いたします。口座振替の日は、この表の月の末日となります。休日等の場合は、金融機関の翌営業日となっております。納付書については、銀行窓口が閉まっている時間にも利用できるよう、コンビニ納付が可能なものといたします。

なお、健康給食推進室も含めまして、現金による納付の取扱いは行わないことを考えております。

徴収については、6月末に4月、5月の二か月分を表のとおり徴収を行いまして、2月末に徴収する3月分で過不足が生じた場合の調整を行います。さらに、万が一、何かの事情で追加に徴収する必要が生じた場合は、3月末に精算を行って、年度内に精算を完了するようにいたします。

また、2ページ目の一番下、「(3) 債権の管理」でございますが、公会計化後の給食費は、「私債権」として位置付けて、徴収率の維持に努めることとし、給食費債権については、債権管理条例及び同規則等にのっとり管理してまいります。詳細については、現在検討中でありまして、来年度に詳細を固める予定でございます。

次に、資料を1ページおめくりいただきまして3ページ目でございますが、「8 給食費及び食材費の考え方」でございます。徴収する給食費は「給食費公会計化事業の特定財源」といたします。また、年度ごとに、徴収予定の給食費の総額と同じ額を食材費の当初予算とするように庁内調整いたします。

仮に食材調達の際の入札効果により当該年度の食材費の総額が、当該年度に徴収した給食費の総額を下回った場合、その差額は基金に積み立てることを検討しているところでございます。下の「9 公会計化後の歳入及び歳出」の図でいうところの※印①でございます。

また、天候不順や天災等の影響で食材価格が高騰してしまった、高くなってしまった場合、年

度ごとの食材費の総額が当該年度に予算計上しました食材費の総額を上回った場合、その差額は基金を処分して充当することを検討しているところでございます。9番の図でいうところの※印②でございます。

9番のこの図につきましては、公会計化後の歳入及び歳出を図で示したものでございます。歳入といたしましては、保護者等から集めた給食費で、当該年度の食材費の総額が保護者から徴収した総額を下回った場合に、自然災害等の食材価格が高騰した時のため、基金に積み立てる想定でございます。歳出につきましては、食材費を予算計上していただくとともに、その他、食材調達業務を委託する委託料、給食費徴収システム関連の保守等の経費、その他、口座振替・コンビニ納付手数料、通知書・納付書等郵送料、納付勧奨業務委託料等が、公会計化に伴って必要となる経費でございます。

なお、資料最後4ページ目につきましては、「資料」といたしまして、令和2年度における校種ごとの「給食実施回数」及び給食費について、それぞれ牛乳代を含む場合と牛乳停止の場合の「年額」「月割額」「基準単価」を掲載しておりますので御参照ください。

また、算定根拠として、小学校の牛乳代を含む場合と牛乳代を含まない場合の例を載せております。あわせて、御参照願います。

説明は以上でございます。御審議について、よろしく願います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

何か御質問等はございますでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

家庭が口座を登録して引き落とされる時というのは、給食費ということで引き落としがされるわけですね。例えば、登録とかもしてくださらないような御家庭があったときに、例えばほかの税金とか、ほかの市に支払う口座の登録とか、何かあったときに、そういうものの連携とかいうのは、今のところないんでしょうか。給食費として引き落とすものは。

【大塚健康給食推進室担当課長】

給食費として引き落とすための手続をしていただくような形になります。

【高橋委員】

例えば、あっているかわからないんですけど、例えば児童手当とかをいただくわけじゃないですか、そういうところとかから差し引くとかいうことはないわけですね。払ってくれない御家庭があった場合に、例えば児童手当みたいなものから差し引いて、児童手当は子どもに使うものなので、そこから例えば給食費を払っていただくみたいなことは考えられてはいないんですか。

【國分健康給食推進室担当係長】

児童手当については、そういったことは想定しておりませんが、就学援助であるとか、それから生活保護費、その中から給食費というものが出ておりますので、そういったものを充当

するといえますか、給食のほうに払っていただくというようなことは、仕組みとしてつくる予定でございます。

【高橋委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

小原委員。

【小原委員】

いくつか教えてほしいんですけど、この説明の中の2ページのところで「公会計化により期待される効果」というものがあるんですけど、その中の「口座振替対象金融機関の増加」というふうにいわれているんですけど、具体的にどれが、何が増加するんですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

多分、今は学校が指定している口座に、もしそこに保護者様が持っていなかったら、そこに口座をつくって、そこから振り替えるというような形をとっていると思うんですけども、今後、公会計化すると、21行の口座を指定することができる。例えば、給与の振り込まれる口座を指定することもできますので、要約して申しわけないんですけども、そういう形で利便性があるかなと考えているところです。

あと、もう一つがその下に書かれております、窓口納付とかコンビニ納付といった形も考えているところがございます。

【小原委員】

その次、7番目の、さっきも話が出たんですけど、「教育扶助費『等』の充当関連業務」となっているんですけど、「等」は何を指すんですか。

【國分健康給食推進室担当係長】

「等」につきましては、これは教育扶助費と、それから就学援助費をまとめて「教育扶助費等」というふうに、ここで表記をさせていただいております。

【小原委員】

ということは、生活保護のほうと・・・

【國分健康給食推進室担当係長】

就学援助ですね。

【小原委員】

そうですね、準要保護者対象のものでですね。

それというのは、就学援助のほうというのは、多分さっきなのであると思うんですけど、

確認させていただきたいのは、川崎市から保護者に払う前に、給食費が引き落とされるような形になるんですか。

【國分健康給食推進室担当係長】

保護者の方には請求をせずに、就学援助費なり教育扶助費なりを所管している、教育扶助費ですと各福祉事務所、それから就学援助費ですと教育委員会事務局の学事課にこちらから請求をさせていただく。この方たちは、この制度を認定されている、就学援助なら就学援助、生活保護なら生活保護を認定されているので、その費用として給食費分をそちらから出してくださいというように請求をさせていただいているというような形になります。

【小原委員】

わかりました。今まで、教育扶助費というところは、今回のようにとれなかったような気がしたんですけど、一度保護者のほうにいつてからというような気がしていたんですけど。

【國分健康給食推進室担当係長】

教育扶助費につきましては、基本的に保護者渡しはしていないというふうに健康福祉局の担当部署の方に伺っております。

学校から各福祉事務所に定期的に請求を行って、その方たちの学校に関連する費用というものを生活保護のほうで教育扶助費という形で持っていく。

就学援助費につきましては、本人にお渡しする場合と、学校のほうで必要なところに支払っていただいた上で、その差額を本人にお渡しするような場合と、いろいろやり方があったというふうに伺っております。

【小原委員】

それは今度、一本化されると。

【國分健康給食推進室担当係長】

給食費については一本化して、健康給食推進室からは、御本人には請求はしないと。もし、請求をして払っていただいたものに対して、さかのぼって認定がされた場合は、その分をお返しするというような扱いになります。

【小原委員】

ということは、あれですね。給食費が払えないで食べられないような子はいなくなるということですね。

【國分健康給食推進室担当係長】

今も、そもそも滞納してしまっている方に対しても給食をとめるということはしておりませんので、そこの扱いは変わらないんですけれども、経済的な理由で、きちんとその制度を使っているにもかかわらず払わない、もらったものを親が懐に入れてしまって払わないというようなことは制度上なくなります。

【小原委員】

なくなりますね。ありがとうございます。

それと、今度、3ページのほうで、すみません、9の図なんですけど、歳出のほうの「食材費」の下の点線の囲みは基金ですよ。

【國分健康給食推進室担当係長】

基金から、不足が生じた場合にそこに充てますという部分になります。

【小原委員】

教えていただきたいのは、「食材費」と「食材調達業務委託料」を、これを囲んでいる枠がありますよね、一つ。これはどういう意味なんですか。

【國分健康給食推進室担当係長】

その下の四角でございます「食材調達業務委託事業者への支払い」、これは食材を教育委員会事務局が直接小売の業者さんとかに発注するわけではなくて、それをどこかにまとめて委託をするというような形になりますので、その場合に、食材そのものの代金と、それから食材調達にかかる委託料、手間賃の部分ですね、その分をまとめて食材調達業務委託の事業者にお支払いするというようなところをお示ししたものでございます。

【小原委員】

ちょっと勘違いしやすいかもしれないので、この図が。

ぱっと見たときに、給食費から支払っているのかなと一瞬感じてしまったりするので。食材費のところ、「食材調達業務委託料」も一緒に囲われているので、それで、これは給食費から払われているのかなと、はてなマークがついてしまったので、見たときに。

【大塚健康給食推進室担当課長】

申しわけございません。修正させていただきます。

【小原委員】

ちょっと修正したほうがよろしいかと思えます。

わかりました。下のやつというのは、基本的にはあれですよ、市のほうの予算でみる部分ですよ。わかりました。ありがとうございます。以上です。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

健康給食推進室にお尋ねすることではないと思うんですけど、給食費の支払いがなくなったとしても、実際、教材費というのを結局別にいつも支払っていて、多くの学校は給食費、教材費、あとPTA会費というのが、セットで毎月引き落としがあって、給食費がなくなるので、先生方の負担は減る部分はあると思うんですけど、結局のところ、PTA会費は置いておいて、教材費の支払いのところが残ると、結局手数料の問題で、指定の口座に保護者が口座を開いて教材費を引き落とされるというところが残ったままになると思うので、もちろんこの取組はすばらしいんですけど、本当だったらそっちもなくなるといえるのか、そっちもお金を先生たちは現金をなるべく取扱わないで済むという方法がさらに広がってできると、本当の意味でいえるのか、本当に先生たちがお金を扱う業務がなくなるということもあるので、これは給食ではないので、どこに考えていただくのかというのがわからないんですけど、まず給食が一步できるので、さらにまた次のステップとして考えていただければいいのかなというふうに思います。

【小田嶋教育長】

特によろしいですね、その件について。

【大塚健康給食推進室担当課長】

委員がおっしゃっていただいたとおり、私どもは給食の部分ではあるんですけども、国からの、給食費だけではなくて取り組むこと、みたいなことを通知は出ているところでもございますし、ただ、学校補助教材とかといったものは学校によって違う、給食費ですと校種ごとに一緒というところのメリットが、メリットと言ったら変ですけども、徴収しやすいといったところもございます。

また、PTA会費については、完全に私費の親睦会のお金みたいなイメージにはなってくるところもございますので、なかなかちょっと整理すべき課題が多いというところは認識しておりますが、教育委員会事務局としても、今後の検討課題というところは認識しているというふうに、関係部署とも話しておきますので、よろしく願いいたします。

【高橋委員】

時間がかかるとは思いますが、ぜひよろしく願います。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

確認なんですけれども、これまでは給食費が私会計ということで、これからが公会計化になるということは、令和3年からはその分、歳入歳出がふえる、一見そういうふうに見えるということですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

そういうことですね。

【岩切委員】

それから、もう一つ質問なんですけれども、2ページ目のところで、いろいろな事務を教育委員会事務局のほうでなさるということは、多分、いろいろなシステムが導入されないと難しかったんだと思うんですけれど、何か新しいシステム導入とかされたんでしょうか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

来年度、給食費を徴収するためのシステムを、この2ページでいいますと一番上に書いてございます、「給食費徴収システム構築委託業務選定」と小さい字で書いてあるんですけれども、そういったものを導入しまして、私ども、今各学校で給食担当の先生とか栄養士さんがやっていたている徴収業務等を、私ども健康給食推進室のほうでシステムを使って対応していこうかなと。

【岩切委員】

これを令和2年度に実際には実行していくと。

【大塚健康給食推進室担当課長】

それを構築して、令和3年度からということです。

【岩切委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

公会計化は、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それで、基本的なことで2つ教えてください。1番の「市立小学校、中学校及び特別支援学校の在籍者等に対して実施する学校給食」と書かれているんですが、川崎市の場合は、市立の全小学校、全中学校、全特別支援学校が完全実施と考えていいですね。大丈夫ですね。

たしか、僕の記憶だと横浜はたしか、中学がまだ一部実施していないところがあるはずなので。

【小田嶋教育長】

横浜はまだ。

【岡田教育長職務代理者】

給食自体がないんだ。失礼しました。そうですね。了解です。ありがとうございます。

2つ目、この段階でなくて、先のことになると思うんですが、今電子マネーが入ってきていますよね。そうすると、将来的に電子マネーの対応というのも迫られてくるのかなというふうに、

お話を聞きながらふと思ったんですけれども、直接これとはちょっと違うかもしれないんですが、将来的にはそういうこともやっぱり、当然踏まえていかなければいけないというふうに考えているということで、よろしいでしょうか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

はい、考えてございます。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

中村委員。

【中村委員】

2ページ目の「給食費の徴収時期及び方法等」というところです。4月・5月分を6月に徴収するというのは、令和3年だけですか、それとも、今後ずっとということですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

1年生の書類の提出等もございますので、今後、令和3年以降は毎年度行う形で、基本的には考えております。

【中村委員】

ありがとうございます。

あと、もう一つお伺いしたいのは、今、岡田委員がおっしゃっていた電子マネーもそうですけれども、個人的には毎月落とされるのが面倒な気がしてしまうところがあります。1年分まとめて払う割引とかがあるといいと思ったんですけれども。割引がなくても、1年分をまとめられると楽な人もいるのかなと思ったんですけど、そういうのはないですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

今のところ、ちょっとなかなか、徴収している形で、ベースとして今後も徴収しようかなと考えているところもございますし、また、私どもも多分一回のほうが業務的にも楽ではあるんですけれども、やはりいろいろなさまざまな家庭の事情がございますので、統一的に扱った場合は現行どおりに、基本的には毎月といった形のほうがよろしいかなと考えているところでございます。

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認いたします。

9 議事事項 I

議案第54号 川崎市学校給食費の管理に関する条例について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 Iに入ります。

なお、議案第54号は、令和2年第1回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第54号 川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第54号 川崎市学校給食費の管理に関する条例の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市立学校において、学校給食法第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの」でございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。条例の内容につきまして御説明いたします。第1条はこの条例の趣旨について定めるものでございまして、内容は制定理由と同様でございます。

第2条は定義規定でございまして、第1号で学校給食、第2号で学校給食費、第3号で学校給食費負担者の定義をそれぞれ定めるものでございます。

第3条は学校給食費の徴収等についての規定でございまして、第1項において、学校給食費の徴収主体を市長と定め、第2項において、学校給食費の額並びに納付の方法及び期限を規則に委任するものでございます。

1ページから2ページにかけまして、第4条は学校給食費の減免について定めるものでございます。

第5条は委任規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項を規則に委任するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

議案第54号資料は、条例の概要をまとめたものでございますが、先ほどの「報告事項No. 5」の内容と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

なお、こちらの条例案につきましては、令和2年第1回市議会定例会に議案として提出する予定でございます。

議案第54号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいた

します。

【小田嶋教育長】

何か御質問はございますか。
特によろしいでしょうか。
岩切委員。

【岩切委員】

一つだけ質問ですけれども、これは市の予算のときには、収入、支出、それぞれどういう項目で出てくることになりますか。

学校給食費という名前が、市の予算の中に出てくるということなんですか。

【高山健康給食推進室担当係長】

今、委員がおっしゃったように、歳入は給食費、ちょっと科目名については今、財政担当部署と調整中になりますので決まっておりませんが、名前は給食費であることを示してまいりたいと思います。歳出につきましては、先ほど所管事務報告の資料でございましたとおり、こちらの資料ですね、3枚目、こちらにある右側の歳出予算として書いてあるものが、基本的に毎年かかってくる経費でございますので、そういった予算について、歳出予算として計上してまいりたいと考えています。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。
よろしいでしょうか。
それでは、議案第54号は、議案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、議案第54号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時57分 閉会)